府　令

○内閣府令第四十九号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十四条の四の規定に基づき、内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十七年九月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則

国家戦略特別区域法第二十四条の四の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用又は公報への掲載とする。

附　則

この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

省　令

○法務省令第四十一号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行に伴い、及び公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の規定に基づき、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月一日

法務大臣　上川　陽子

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「指定公証人の役場」の下に「又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の二第二項の公証人役場外定款認証事業を実施する場所（以下「指定公証人の役場等」という。）」を加える。

第十六条第二項及び第三項中「指定公証人の役場」の下に「等」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年九月一日

人事院総裁職務代行

人事官　吉田　耕三

人事院規則九―一七―一四三

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十八の表内部部局の項の次に次のように加える。

電力取引監視等委員会事務局	事務局長	一種
	課長	
	統括ネットワーク事業管理官（人事院の定めるものに限る。）	二種

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年九月一日

人事院総裁職務代行

人事官　吉田　耕三

人事院規則九―一二三―二三

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中クをヤとし、オをクとし、ノの次に次のように加える。

オ　電力取引監視等委員会事務局

附　則

この規則は、公布の日から施行する。